

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令の概要

「不動産特定共同事業法施行規則」(内閣府・国土交通省共管命令)を改正するための命令。

不動産特定共同事業法施行規則の一部改正

1. 金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用(改正後 19 条の 2・19 条の 3)

不動産特定共同事業についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用に関し、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

2. 契約成立前交付書面の記載事項(改正後 20 条)

契約成立前交付書面に記載する事項として、対象不動産に関する事項を加える。

3. 行為規制の適用除外対象者(改正後 31 条)

不動産特定共同事業者に係る行為規制が適用除外されることとなる不動産特定共同事業の相手方又は事業参加者として、認可宅地建物取引業者等を加える。